

議第108号

滋賀県遊泳用プール条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年6月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県遊泳用プール条例の一部を改正する条例

滋賀県遊泳用プール条例（昭和51年滋賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「規定する各種学校」の右に「ならびに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を、「および各種学校」の右に「ならびに幼保連携型認定こども園」を、「学生」の右に「ならびに園児」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。